

写

8墨総総第533号
令和8年5月18日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区行政不服審査会
会長 安達 和志

ハラスメント対応委員会による報告に係る審査請求について（答申）

令和8年2月25日付け7墨総法第1209号による諮問について、別添のとおり
答申します。

答 申

第1 審査会の結論

墨田区長（以下「処分庁」という。）が令和7年3月28日付けで行ったハラスメント対応委員会による報告（その他のハラスメントがあったとされる事案について（報告））によるもの。以下「本件報告」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和7年8月22日付け）において次のとおり主張し、ハラスメント対応委員会における再度の審議及び「その他のハラスメントがあったとされる事案について（報告）」に記載された事項の是正を求めている。

「その他のハラスメントがあったとされる事案について（報告）」に記載された事故発生時刻に誤りがある。

モラル・ハラスメントに関する相談又は苦情の申出を受け付け、その対応に当たる相談対応窓口（以下「相談窓口」という。）の構成員に審査請求人の主張が正確に伝わっておらず、当該構成員がその内容を把握できていないことから、相談窓口による加害者への聞き取りが不十分な結果となっている。

審査請求人はセクシュアル・ハラスメントの被害者であったにもかかわらず、セクシュアル・ハラスメントを受けたと言いつらされたことから始まったハラスメントについて何ら検討されていない。

ハラスメント対応委員会又は相談窓口は、事情聴取、事実関係の調査

等を、調査すべき対象者全員には行っていない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和7年9月30日付け）及び口頭による説明（令和8年3月17日聴取）において、本件報告は、要綱に基づき、ハラスメント対応委員会で審議した結果を報告したものであり、行政処分を行ったものではないため、本件審査請求は却下されるべきであるとする。

第3 審理員意見書の要旨

審理員は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第42条第2項の規定により、審査庁に提出した審理員意見書（令和8年2月6日付け）において、本件審査請求は、不適法であるため、行審法第45条第1項の規定により、却下されるべきであるとする。

その理由は、以下のとおりである。

- 1 行審法は、「行政庁の処分に不服がある者は、・・・審査請求をすることができる」（第2条）と定めていることから、本件報告が行審法に規定する「処分」でなければ、本件報告は審査請求の対象とはならず、本件審査請求は却下すべきこととなる。
- 2 審査請求の対象となる「処分」（行審法第1条第2項）と処分の取消しの訴えの対象となる「処分」（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項）は基本的に同義であると解される所、当該「処分」とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものを指すと解されている（最高裁昭和39年10月29日判決/民集18巻8号1809頁）。
- 3 この点、本件報告は、要綱に基づき行われたものである上、調査に基づく事実認定にとどまるもので、「直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」ではなく、本件報告に

処分性はない。

第4 審査会の判断

1 本件報告の処分性

行審法第2条に定める審査請求の対象となる「処分」（行審法第1条第2項）とは、処分の取消しの訴えの対象となる「処分」（行政事件訴訟法第3条第2項）と基本的に同義であると解され、当該「処分」とは、公権力の主体である国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものを指すとされる（前掲最高裁判例）。

この点、本件報告は、「職員のモラル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（25墨総職第1962号）第9条に基づき設置されたハラスメント対応委員会が実施した調査の結果報告であり、調査に基づく事実認定結果をまとめたものであって、本件報告それ自体から何らかの法的効果が直接生ずるといった性質のものではない。

したがって、本件報告は、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではなく、審査請求の対象となる「処分」に該当しない。

2 結論

以上のとおり、本件報告は処分性を欠き審査請求の対象とならないから、本件審査請求は却下されるべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査した。

令和8年2月25日	・ 諮問
-----------	------

令和8年3月17日 (第1回審査会)	・処分庁から口頭による説明を聴取 ・調査審議
令和8年4月17日 (第2回審査会)	・調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

安達 和志、中野 剛史、岡田 卓巳、川合 敏樹、中村 悦子